



三重電気会報

令和元年8月発行 第126号

三重県電気工事業工業組合
(株)三重県電気工事協力会

残暑お見舞い
申し上げます



辰水神社（津支部提供）

も

く

じ

◎三重県電気工事業工業組合

令和元年度通常総代会開催	1
三重県工組新役員名簿	1
安全標語の選定と活用	1
令和元年度青年部会通常総会開催	2
青年部会新役員名簿	2
会員寄稿	3
上野支部 田 矢 幸 誠	3
名張支部 森 豊 章	3
松阪支部 森 井 数 馬	3
尾鷲支部 奥 村 由 子	4
伊勢支部 若 宮 貞 文	4
四日市支部 服 部 伸 行	5
桑名支部 長谷川 秋 義	5
員井支部 藤 本 桃 佳	5
鈴鹿支部 山 尾 泰 章	6
鈴鹿支部 大 森 文 男	6
会員異動のお知らせ	7
令和元年度各種実施講習会紹介	8
第一種電気工事士定期講習のお知らせ	9
討 報	9
組合員各位～皆さん、従業員の福利厚生をいっそう充実いたしませんか～	10
受講忘れのないよう登録を	11
組合員をサポートする福利厚生事業一覧	13

◎(株)三重県電気工事協力会

第 4 回 (株)三重県電気工事協力会 安全大会 開催	17
(株)三重県電気工事協力会 新役員、顧問・参与異動一覧	18
関係団体の表彰	18
2019年度 安全管理基本計画	19
安全対策行事各合同会社実施状況表（平成30年度全期）	21
平成30年度（下期）安全パトロール指摘事項の集約表 （(株)三重県電気工事協力会 実施）	22
平成30年度（下期）引込工事センター安全パトロール結果 （中部電力(株)三重支店 実施）	23
アフラック	25
第一種電気工事士のみなさまへ 定期講習へ行こう！	26

令和元年度 通常総代会開催

五月二十三日、三重電気会館において、第五十四回工業組合通常総代会を開催した。

総代六十一名全員（委任出席六名含む）が出席、来賓として三重県議会議員中川正美様、三重県防災対策部消防・保安課長竹村茂也様のご臨席のもと、津支部山本理事の司会により開会、議長に松阪支部角谷理事を選出、議案審議に入った。

第一号議案から第五号議案まで順次提案審議が行われ、原案どおり可決承認された。第六号議案の「役員の選出」



石原理事長あいさつ

となり、議長より新理事候補を報告、満場一致により賛成決定した。
最後に関連事業の報告、承認をもって十六時に全ての議案を終了した。

三重県電気工業業工業組合

新役員名簿

理事長	（上野）石原 和夫
副理事長	（四日市）和田 博
常任理事	（松阪）角谷 徹
（松阪）森井 貞彦（新任）	
（伊勢）下井 貢	
（桑名）黒田 幹司	
（員弁）岡 正人（新任）	
（伊勢）植田 幸成（新任）	
（津）川上 忠康（新任）	
（上野）山本 禎昭	
（名張）竹原 実	
（尾鷲）植村 均（新任）	
（伊勢）内田 賢樹	
（伊勢）長谷川隆昭（新任）	
（四日市）若林 忠	
（四日市）伊東 克浩（新任）	
（鈴鹿）廣田 隆	
（青年部）大西 岳夫	
（青年部）東川 直輝（新任）	
（津）楠 幸治（新任）	
（桑名）水谷 昌司（新任）	

安全標語の選定と活用

当組合の安全・業務災害部会における平成三十年度事業の一環として、安全意識の高揚を図るため、広く安全標語の募集を実施した。

応募（六十三作品）の中から

三作を優秀作品に選定した。
この標語を各支部並びに各組合員事業所で、各種安全施策及び行事において活用し、災害事故撲滅に努めて下さい。

《安全標語》

一、**気を抜くな 慣れた作業で まねく事故**

（員弁支部）（有）岡電機商会 岡 正輝 様

二、**安全は みんなの努力の 積み重ね**

（四日市支部）大東電気株 伊東由香里 様

三、**危険予知 指差し呼称で ゼロ災害**

（名張支部）モリデン株 千原 大輔 様

令和元年度 青年部会 通常総会開催

六月七日、三重電気会館において、三重県電気工事業工業組合青年部会の第三十八回通常総会を開催した。

八十六名（内委任出席二十七名）が出席、来賓として三重県工組石原理事長・和田・角谷・森井各副理事長が出席



青年部会前会長あいさつ

した。四日市支部多田隼人氏の司会により進行、石原理事長あいさつの後、議長を選出、松阪支部大西隆明氏が議長となり議案審議に入った。

「平成三十年度事業報告及び収支報告承認」が審議され、引き続き本総会をもって現役員が全員退任することとなったため、役員改選となり、議長より新役員候補を報告、満場一致により新役員を選出した。代表して大西新会長があいさつ並びに新役員を紹介した。最後に「令和元年度事業計画案及び収支予算案の承認」など提出議案について原案どおり全て可決承認され、十五時に総会を閉会した。

なお、引き続き社会保険労務士による「令和元年から始める働き方改革とは」と題し講演を行い、予定していた行事を全て終了した。

青年部会新役員名簿

会 長

四日市 大西 岳夫（新任）

副会長

松 阪 東川 直輝
上 野 南出 政彦（新任）
四日市 粕谷 優樹（新任）

支部幹事

津 谷川 哲也（新任）
上 野 東山 達弥（新任）
松 阪 谷口 実修（新任）
伊 勢 前田 航（新任）
四日市 多田 隼人

桑 名 三上 龍一
員 弁 岡 正輝
鈴 鹿 中西 誠

監 事

松 阪 森井 数馬
桑 名 黒田 茂章（新任）

相談役

松 阪 前川 豊亘（新任）
津 前川 孝司

会員寄稿



上野支部

令和になって思うこと

菱幸電化サービス

田矢 幸誠

「平成」から「令和」になり、何かないかなと思う。

新年を迎えた時や、誕生日が来るたびに今年こそは...と思いますが、結局時間だけが過ぎて行ってしまったようです。普段は、個人で仕事をする事がほとんどですが、数年前より組合の定例会や組合活動・青年部

活動にも参加させて頂く機会が増え、良い刺激を頂きエネルギーになっていきます。今はまだ教えて頂くこと、協力して頂くことかと思いますが、少しずつ先のことを考え自店のことはもちろんですが、組合全体を盛り上げて行ける一人になれたらいいなと思います。

それから、仕事には全く関係ないですが十数年前まではバレーボールをしたり、体を動かすことが趣味みたいなものでしたが、それもなくなりここ数年続けていることと言えば、キャンプに行っていることです。子供も少しずつ大きくなり、予定を合わせるのが難しくなってきましたが、今年も行けることを楽しみにしています！

名張支部

令和になって思うこと

モリデン株式会社

森 豊章

5月からいよいよ新しい元号『令和』がスタートしました。人生の大半を過ごした『平成』という時代には愛着があり、名残惜しさを感じます。

しかし、『令和』に期待する気持ちも大きいです。『令和』という新元号は古くから続く慣例を打ち破るものでした。元号が初めて漢籍ではなく日本の古典（国書）から選定されたからです。

日本は今、元号に大きな期待を秘め、日本の伝統を大事にしようとする決意を持って歩もうとしています。

『令和（れいわ）』

力強い希望に満ちた響きに合わせ、私自身もまだまだ進み続けたいし、古くても大事なものを守っていききたいと思っています。

森井電気工業株式会社

森井 数馬

元号が「令和」に改まり、電気工事士を目指す若者が、これからもどんどん増えていく世の中になっていくことに期待しています。当然ながら、「昭和」「平成」がこの業界に残っていた課題を克服していくことも、現役でこの業界に携わる者としての使命であるかなと認識しております。

「働き方改革」が押し進められている中で、我々の業界でも、この改革が進んでいる実感をしています。工期に迫られる建設業ではありますが、残業を少なくし、休日もとっていかねければならない、そのためにどういった準備をしているのかということ、業界としても機運が高まっているのではないのでしょうか。世の中や時代が変わり、進化していく中で、今までと同じやり方では、未来ある人

松阪支部

令和になって思うこと

材もこの業界に入ってくれないでしょう。電気工事業がこの先も魅力ある仕事であることを願っております。

尾鷲支部

テレビを見てほしい

奥村 由子

最近テレビを見ていると高齢者の事故、幼児虐待、動物虐待などのニュースが毎日のように流れ、どれも身近な問題で考えさせられることばかりです。

主人の両親と同居の私としては高齢者の事故はひとつではありません。

主人の父は86歳で今でも車の運転をしています。

私から見ても危なっかしい所もあるので免許返納した方がいいのではないかと思います。

本人は「まだ大丈夫。90歳までは乗る」と言っているの

であまり強く言えません。

都会と違い、交通が不便でどうしても車に頼らないと行動できないというところもあります。

市が運行しているふれあいバスを利用していてもいますが、義父は思えば即行動に移さないと気が済まないひとなので一日数本運行のふれあいバスではまならないようです。

毎日少し離れた場所まで畑作業に行くのが日課になっており、やはり免許が無いと不便になります。

マスコミでも言われていますが免許返納は田舎にとって難しい問題だと思います。

でも事故を起こしてからでは遅いので免許返納を一番に考え、返納後の生活をどうしていけばいいのかを家族で考え話し合わなければいけないことだと思っています。

伊勢支部

令和と私の人生

若宮電工 若宮 貞文

私は昭和生まれ、平成に還暦を迎え、そして新年号「令和」の時代を迎えることになり、この業界に入り四十年余り今までよく頑張ってきたなあといながら感心しているところです。

私が生まれた昭和の時代と今を比べるとずいぶん贅沢になったものだと思います。何もかもが時代と共に発展し、便利でないと物が売れないようになり、それが当たり前になってしまいい、物の大切さが失われていくようで少し悲しいかな。しかし知恵を出し改善し進歩発展がつながり、便利快適を追求するあまり、環境破壊による温暖化も見捨てる訳にはいきません。何十年ぶりの集中豪雨など今まで見

たことのないような自然災害が日本でも世界中のどこかでも発生しています。環境問題について話し合い、改善はされているようですが、そう簡単にはもとの環境には戻らないでしょうね。災害が少しでも発生しない事を願うばかりです。

また「人生一〇〇年時代」といわれていますが、これからは人口減少、高齢化が進み、介護・福祉のお世話になる方も多くなるでしょうね。私もその内の一人、少しでも人に頼らず健康で過ごせれば幸いかなと思いい、できる限り健康管理に気をつけ運動するように心がけています。楽しみも持ち、今は猫の額ほどの畑を借り、野菜作りに励んでいます。とはいっても、まだ去年から始めたばかりで失敗もあります、人に聞き何事にも挑戦し愛情を持って育てています。水やり・草取りは大変ですが順調に育ってくれると楽しいものです。野菜が実

り、旬の新鮮な料理が食卓に並ぶと嬉しいものです。ありがたくいただいて健康に役立てたいと思います。

四日市支部

令和になって思うこと

有限会社勝山電機商会
服部 伸行

ここ数年、産業や医療など全ての分野において急速に進歩しているように感じられます。特に人工知能に注目しています。AIを操るのは人間なのですが近い将来「AIに支配！」何て事も起こり得るのではないかととも思います。また医療現場において数年の間には医師不足の解消にもつながる遠隔操作で手術するとも言われています。これらはよく見聞きする「5G」のように情報量、通信速度の画期的な進歩によるもの

です。このように技術の発展がある一方、人間の心は病んでいるように思われます。虐待、いじめ、モラルの低下など社会問題の多さには失望します。今朝の新聞にカスタハラ（カスタマーハラスメント）といった言葉がありました。客が立場を利用して店員に罵声を浴びせ精神的に追い込むといった内容でした。なぜ、おらかな心を持ってないのでしょうか。ストレス社会が原因なのでしょう。ハイテクが急速に発展する時代に人の心も豊かになってほしいものです。

桑名支部

令和になって思うこと

東明電機工業株式会社
長谷川 秋義

先ずは、元号3つを生きてこられたことに感謝です。

今、一瞬の先、未来を過去へと置き換えながら還暦過ぎまで生かしてもらっております。

長い歴史の中では、自分の生はほんの一瞬に過ぎないことも、承知です。

ただ、人の歴史に成ってからも遺伝子を含め、絶えず進化してきたはずで

進化とは、必要なものは発達し、不要なものは退化したのでしょうか？

夜灯の少ない頃は、星や月で方向を知り、昼間の山並み、太陽、雲行き、体感で方向や天気等を感じていたはずで

すなわち、人の持ちうる「五感」総動員ではないでしょうか？

現在は、自分の行きたい場所をナビで教えられ、今後の気温、天気等をメディア経由で教えて貰います。

この先「五感」は退化するのでは？

最近、新聞や広告の字の小

さを嘆き、妻にテレビ音声の大きさを愚痴られる、既に退化が始まっている吾輩が、ぼやきます。

員弁支部

令和になって思うこと

大興電気工事有限公司
藤本 桃佳

令和になって早や1ヶ月以上が経ちました。

テレビをつけると毎日、交通事故のニュースをよく目にします。

あまりにも目にするので、令和になってからどれぐらいの事故が起きているのだろうと気になり、5月の事故件数を調べてみると、三重県だけでも人身事故は1,601件、物損事故と合わせると約20,000件以上の事故が起きていました。

普段、運転をしていると事

故現場を見ることがないので、想像以上の件数で驚き、私も毎日運転をする者として他人事ではないかと痛感しました。

また、高齢者ドライバーによる事故も多発しており、私の祖父母も運転を日頃よくしているのでも心配になりました。

一人ひとりが気をつけていれば防げる事故は沢山あると思います。速度超過、ながら運転、飲酒運転を絶対にしない！

当たり前のルールをしつかり守り、事故の少ない時代になってほしいと思います。

鈴鹿支部

令和になって思うこと

エスケー設備株式会社

山尾 泰章

平成の時から大企業より順に、働き方改革が施行されて

おります。令和になってからの課題として私が思う事は、約五年後の施行と言われている建設業についてのこの件を大きな課題だと考えます。

平成時代より、特に住宅産業におきましては国からのCO₂排出削減による補助金制度や低金利が続いている中で、我々電気工事業としても多忙な毎日を送ってきた記憶があります。今後の課題としまして、まずは残業時間を減らし今まで以上に効率的な業務をどう進めていくかを考える事が重要かと思えます。雇用促進を含め、これらを成し遂げる事で建設業、電気工事業界に新たな風が入る事を期待し、令和時代を進んでいきたいと思えます。

令和になって思うこと

有限会社大森電気工業所

大森 文男

私が二十歳の時に昭和が終

わり平成を迎え、五十歳で平成が終わり令和を迎えました。

思い返しますと二十五歳で親父の商いを継ぐことを決断したのですが、誰が商売をしても好景気に後押しされ右肩上がりに会社運営ができていた昭和のバブル期を羨んで過ぎた平成時代だったように思います。

今、混沌の時代を耐えてきた私たちにしかできないことを、次世代の後継者にどのように託し、繋げていかなければならないのかを本気で考えなければならぬと思う今日この頃：令和の始まりであります。

誤結線・誤接続 の撲滅

建設業許可で電気工事業を営業されている方へお願い

建設業許可の更新・変更の時は電気工事業「変更届出」の提出を！

建設業法の規定による許可を受けた建設業者が電気工事業を開始したとき、または建設業を取り直したとき（個人・法人等の組織変更・譲渡等による事業承継）は遅滞なく、開始届を提出しなければなりません。

また、次に掲げる届出事項に変更のあったときも、変更届を提出しなければなりません。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 法人の代表者及び役員
- (3) 営業所の名称及び所在場所、営業所の増設・廃止
- (4) 電気工事の種類
- (5) 主任電気工事士の氏名・免状の種類及び交付番号
- (6) 建設業の許可更新・許可番号

建設業の許可更新（五年毎）をしたときには忘れずに、変更届を提出されるようご案内いたします。

▶ 会 員 異 動 の お 知 ら せ ◀

前号以降の会員異動は下記のとおりです。名簿の追加修正をお願いします。(事務局)

支部名	種 別	コード 番 号	事 業 所 名	代 表 者	郵便番号	住 所	電 話 番 号	登録(届出) 番 号
伊 勢	入 会	33327	(会)大進ハウジング	中村 壽	517-0023	鳥羽市大明西町6番2号	0599-26-3258	(届)通知 19-001
四日市	入 会	34338	(株)古川電気設備	古川 泰久	510-0012	四日市市大字羽津戊1309-4	059-340-0122	01-142
津	退 会	31331	富田電気商会	富田 正広	515-3311	津市美杉町下多気2365-1	059-275-0136	届出 06-006
津	退 会	31303	三重電気工事(会)	魚見 祐一	515-3201	津市美杉町竹原442	059-262-3125	届出 52-016
津	退 会	31357	コ ハ ン ダ 電 設	小半田 覚	514-1138	津市戸木町1801	059-255-2900	29-074
松 阪	退 会	32071	司 電 気 商 会	頓部 憲司	515-0331	多気郡明和町佐田2015	0596-55-2712	29-153
尾 鷲	退 会	32426	山 本 電 工	山本 昇	519-3639	尾鷲市中川4-28	0597-22-3032	28-088
員 弁	退 会	34622	城 野 電 気 商 会	城野 孝行	511-0201	いなべ市員弁町市之原930	0594-74-2463	28-078
上 野	退 会	31467	稲 森 電 気 商 会	稲森三千勝	518-0856	伊賀市上野徳居町3327	0595-23-7582	30-130
桑 名	退 会	34410	(会)林 電 気 商 会	林 政明	511-0037	桑名市元赤須賀150	0594-22-3506	届出 51-102
尾 鷲	退 会	32462	尾 張 電 気 工 事	尾張 育生	519-3647	尾鷲市小川西町6-38	0597-22-6316	26-183
松 阪	退 会	32178	豊 和 電 設(株)	鈴木 和弘	515-2332	松阪市嬉野津屋城町772	0598-42-2088	届出 10-029
伊 勢	退 会	33007	吉 福 電 気(株)	阿形 幸信	515-0507	伊勢市村松町1375-7	0596-38-1131	届出 46-031
四日市	退 会	34100	新 勢 電 気(株)	池川 幸文	510-0833	四日市市中川原1丁目5-13 ハイカム・ルージュンA102	050-1468-1594	28-297
津	退 会	31021	松 菱 電 気 商 会	石河 英貴	514-2211	津市芸濃町棕本892-111	059-265-2381	28-026
員 弁	承 継	34644	国 保 電 設	國保 諭史	512-1303	四日市市小牧町2425	059-339-0485	01-101
松 阪	承 継	32177	(株)鈴木電気工事	鈴木 義行	515-2332	松阪市嬉野津屋城町1569-3	0598-42-3955	届出 17-001
鈴 鹿	変 更	34907	(会)林 電 気 商 会	林 雅巳	519-0314	鈴鹿市長澤町1183-1	059-371-0113	29-105
松 阪	変 更	32012	明 光 電 気(株)	田中 靖之	515-0812	松阪市船江町175-6	0598-21-2860	届出 92-012
松 阪	変 更	32123	(会)ハ マ ダ 電 気	濱田 一路	515-2109	松阪市小野江町180-3	0598-56-3135	届出 96-009
松 阪	変 更	32335	(株)吉 田 電 工	吉田 寿男	519-2405	多気郡大台町弥起井175-1	0598-82-3035	29-132

支部名	種 別	コード 番 号	事 業 所 名	代 表 者	郵便番号	住 所	電 話 番 号	登録(届出) 番 号
松 阪	変 更	32064	飯 高 電 工(有)	竹田 浩和	515-2305	松阪市嬉野一志町972-3	0598-30-8470	届出 95-022
伊 勢	変 更	33086	シンフォニア エンジニアリング(株)	吉田 道生	516-0005	伊勢市竹ヶ鼻町99-96	0596-36-4479	(届)大臣 016
上 野	変 更	31459	(有)二 光 電 工 社	西尾 徳樹	518-1405	伊賀市鳳凰寺字轟240	0595-47-0845	届出 95-017
鈴 鹿	変 更	34929	(有)篠原電気工業所	篠原 克昌	519-0137	亀山市阿野田町1095-56	0595-82-6809	届出 87-015
伊 勢	変 更	33167	(株)アイフク・テック	阿形 幸信	519-0609	伊勢市二見町茶屋335-1	0596-42-1810	届出 90-031
名 張	変 更	31647	(株)電化のモリチェーン	森 大作	518-0623	名張市桔梗が丘3番町1街区10番地	0595-65-2240	27-146
松 阪	変 更	32183	(株)リ ョ ー デ ン	前 豊亘	515-0041	松阪市上川町1744-5	0598-31-2271	届出 06-021
鈴 鹿	変 更	34774	(株)土性電気設備	土性 昭彦	510-0257	鈴鹿市東磯山一丁目38-1	059-386-6700	届出 98-004
四日市	変 更	34152	(株)ト キ ワ 電 設	大矢地 勲	510-0822	四日市市芝田1丁目1-19	059-352-8448	届出 10-010
桑 名	変 更	34462	伊 藤 電 気(株)	伊藤 宏治	511-0105	桑名市多度町小山1901-25	0594-48-3009	届出 52-022

令和元年度 9 月以降 各種実施講習会紹介

講 習 会 名	実 施 日	時 間	会 場
低圧電気取扱業務特別教育	令和元年10月30日(水)	9:00~19:00	三重電気会館
有接点シーケンスによる制御システムの概要と実践	令和元年11月5日(火) ~6日(水)	9:00~16:00	三重電気会館

〈「第一種電気工事士」受験準備講習会〉

学 科

実 施 日	時 間	会 場	備 考
令和元年 8 月31日(土) ~ 9 月21日(土)	9:00~16:00	津 : 三重電気会館	毎週土曜 (4日間)
		四日市: ポリテクセンター三重	
		伊 勢: ポリテクセンター伊勢	

実 技

実 施 日	時 間	会 場	備 考
令和元年11月9日(土) ~11月23日(土・祝)	9:00~16:00	津 : 三重電気会館	毎週土曜 (3日間)
		四日市: ポリテクセンター三重	
		伊 勢: ポリテクセンター伊勢	

※講習会・研修会の開催一覧は、三重県電気工事業工業組合ホームページの「講習会等のお知らせ」を確認してください。

第一種電気工事士定期講習のお知らせ

講習実施予定日

講 習 日 時	会 場	申込書提出先（問合せ先）
令和元年10月3日(木)	三重電気会館2F	三重県電気工事業工業組合 TEL059-226-4862
令和元年10月20日(日)	三重電気会館2F	三重県電気工事業工業組合 TEL059-226-4862
令和元年11月19日(火)	三重電気会館2F	三重県電気工事業工業組合 TEL059-226-4862
令和元年12月11日(水)	三重電気会館2F	三重県電気工事業工業組合 TEL059-226-4862
令和2年1月16日(木)	三重電気会館2F	(一社) 日本電気協会中部支部 TEL052-934-7216
令和2年1月23日(木)	三重電気会館2F	(一社) 日本電気協会中部支部 TEL052-934-7216

訃報

慎んで故人のご冥福をお祈り申し上げます。

平成31年1月7日
伊勢支部
シンフォニアエンジニアリング(株)
加藤 一路 (65歳)

平成31年1月24日
上野支部
稲森電気商会
稲森三千勝 (75歳)

平成31年2月8日
上野支部
(有)二光電工社
西尾紀久夫 (78歳)

令和元年5月3日
桑名支部
伊藤電気(株)
伊藤 宏夫 (82歳)

令和元年6月18日
鈴鹿支部
三星電機商会
渡邊 一雄 (82歳)

発行所

三重県電気工事業工業組合
株式会社三重県電気工事協力会

TEL 059-226-4862

FAX 059-226-4869

URL: <http://miekoso.jp/>

MAIL jimu@miekoso.jp

会報はホームページでも見て
いただけます。

= 安全標語 =

気を抜くな 慣れた作業で まねく事故

安全は みんなの努力の 積み重ね

危険予知 指差し呼称で ゼロ災害

組合員各位

～皆さん、従業員の福利厚生をいっそう充実いたしませんか～

当共済会では退職金共済事業を継続事業とする非営利型の一般社団法人として事業活動を行っています。
主な営業種目は、退職金共済、災害補償共済、労働災害包括共済の3種目です。
いつでもご加入いただけますので是非ご利用ください。

退職金共済

- 退職金制度は従業員の大きな関心事です。
当退職金共済は、従業員の長期勤続を奨励し定着を促進しようとする趣旨から加入期間の長い人ほど有利になっているので従業員の定着化に大いに役立ちます。
- 掛け金は、3,000円～30,000円まで選択できます。（増額はいつでもお受けします。）
- 経営事項審査項目の加点対象となっています。

★上記退職金共済は、一般社団法人 東海電友共済会が独自で行っている共済制度です。

災害補償共済（傷害総合保険）

- 就業中のケガが補償されます。（通勤途上を含みます。）
 - 死亡保険金・後遺障害保険金は、最高2,000万円が支払われます。
 - 入院保険金は、Aプランでは日額3,000円が、Bプランでは5,000円が支払われます。
（事故の発生日から1,000日を限度）
 - 手術保険金は、入院保険金日額の5倍（外来時）または1.0倍（入院時）が支払われます。
 - 通院保険金は、Aプランでは日額3,000円が、Bプランでは日額4,800円が支払われます。
（事故の発生日から1,000日以内の90日が限度）
- 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されて安心です。
- 1人あたりの毎月の掛金（保険料+制度運営費）は、Aプランが1,500円（保険料1,210円+制度運営費290円）
Bプランが1,700円（保険料1,410円+制度運営費290円）と大変お得です。

労働災害包括共済（労災総合保険）

- 従業員、下請従業員、臨時労働者、アルバイトなど従業員が労災事故に遭った場合に保険金が支払われます。
- 年間掛金（保険料+制度運営費）は、年間完成工事高によって決定されます。
- 年間掛金は年間完成工事高2,000万円当たり1口につき4,000円（保険料3,340円+制度運営費660円）です。
- 1口あたりの保険金額
死亡保険金は1,000万円、後遺障害保険金（後遺障害等級1級～10級）は500万円～20万円が支払われます。
最高4口まで加入できます。
- 経営事項審査項目の加点対象となっています。

★この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
★ご契約者（加入者）以外に補償の対象となる方（被保険者）がいらっしゃる場合にはその方にもパンフレットに記載した内容をお伝えください。
★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先
＜取扱代理店＞

一般社団法人東海電友共済会

〒432-8023 静岡県浜松市中区鴨江4-10-20
TEL:053-454-7340 FAX:053-454-3821

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 浜松支店 浜松中央支社

〒430-0927 静岡県浜松市中区旭町12-1
TEL:053-454-6541 FAX:053-452-4601

第一種電気工事士の皆さまへ 受講忘れのないよう登録を！

**登録料
年会費
無料**

電気工事士法により 5 年以内に定期講習を受講することが義務づけられております。
また、受講をしない場合は法律に違反することになり、当該都道府県知事から
第一種工事士免状の返納を命ぜられることがあります。

登録者サービス (事前登録された方)

◆ 受講期限 3 カ月前までに講習をお知らせいたします。

本サービスにご登録いただくだけで、忘れてしまいがちな受講期限をお知らせ
するとともに、さまざまな特典をご用意しています。

今すぐ登録！

登録は下記のいずれかの方法でお申込みください。

電 話
03-3435-0897

免状番号、氏名等を連絡

(土日祝日を除く、
9:00 ~ 17:00)



ファックス
03-3435-0828

下記の登録用紙に記入して送信



インターネット
http://www.eei.or.jp

上記 URL または QR コードより
アクセスして申し込みフォームに
必要事項を入力し
て送信！



【 登 録 用 紙 】

免 状 番 号	都道府県 第	号	定期講習を受講された方は、 最終受講履歴（免状の記載をご確認ください）	
交付年月日	昭和・平成	年 月 日		
フリガナ			平成	年 月 日
氏 名			生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
現 住 所	〒			
	TEL: (日中ご連絡がとれる番号をご記入ください)			
所属企業				

※ご記入頂いた個人情報は第一種電気工事士定期講習にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。

● お申込み先 ●

一般財団法人 電気工事技術講習センター
(指定講習機関第 1 号)

〒105-0004 東京都港区新橋 4-7-2
6 東洋海事ビル 4 階

TEL : 03-3435-0897 FAX : 03-3435-0828

URL : <http://www.eei.or.jp>

— 実施協力団体 —

- ・ 全日本電気工業組合連合会
- ・ 各都道府県電気工事(業)工業組合

「全日本電気工事業国民年金基金」は平成31年4月1日より、 合併に伴い「全国国民年金基金」となりました!!

国民年金基金は、加入員の皆様や受給者の皆様の利便性の向上や事業運営基盤の安定等を図るため、平成 31 年 4 月 1 日、全国 47 都道府県の地域型国民年金基金と、22 の職能型国民年金基金が合併し、全国国民年金基金となりました。

合併に伴い、お問い合わせ窓口等が変更になりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、年金証書番号及び加入員番号に変更はございません。

全日本電気工事業国民年金基金は平成 3 年 9 月に設立され、27 年もの長きにわたって、皆様の温かいご理解とご支援をいただきましたことを深く感謝し、心より御礼申し上げます。

－ 合併後のお問い合わせ窓口 －

変更年月日	お問い合わせ窓口	各種届出書等の提出先
平成31年4月1日～	全国国民年金基金 本部 相談センター TEL 03-6804-2202	全国国民年金基金 本部 業務部 〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22 NMF青山一丁目ビル9階

事業主の皆様へ

～11月は「労働保険適用促進強化期間」です～

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を 1 人でも雇っている事業主は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず、必ず加入手続をすることが法律で定められています。

労働保険	
労 災 保 険	雇 用 保 険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

組合員をサポートする福利厚生事業一覧

組合員を強力にサポート！

全日電工連がお勧めする

6つの備え

盗難・自然災害



第三者への損害



不慮の事故・
病氣死亡



従業員・家族の
生活リスク

福利厚生制度 リスクマップ

	人リスク							物（資産）リスク			賠償リスク			
	業務中		業務中問わず					物（資産）リスク			賠償リスク			
	ケガ	死亡	ケガ	死亡	所得補償	介護補償	がん一時金							
こんなときのために →→→	仕事中の事故によるケガ	仕事中の事故で死亡	△「役員・個人事業主コース」のみ		働けなくなった	介護状態になった	がんと診断された	火災・風水害等による営業所の全半壊・全壊・流失等	工事物件の火災等・資材の盗難		対象工事が原因で他人の身体・財物に損害を与えた場合		従業員・遺族からの訴訟対策	日常生活における賠償責任（リスクマップ内）
弔慰金・見舞金制度	○	○		○				○						
業務災害補償制度	○	○	△	△									○	
生活総合保険制度					○	○	○							○
グループ共済制度	○	○	○	○										
組立保険制度									○	○				
第三者損害賠償制度											○	○		

※ 上記制度の詳細は、パンフレットなどでご確認ください。

弔慰金・見舞金制度



？ 制度の概要

組合員企業の代表者および組合登録事業所を対象とした制度。



業務災害補償制度



？ 制度の概要

被保険者が業務上および通勤時の偶然な事故によって、ケガまたは業務上疾病を発症した場合に保険金を支払う制度。死亡・後遺障害から入院・通院までを幅広くカバー、個人事業主の労災保険としても政府労災の上乗せ保険としても活用できる。

業務災害補償制度は、被保険者が急激かつ偶然な事故によってケガをされた場合、または業務上疾病^{*}を発症された場合に保険金をお支払いします。

^{*}1 次の要件をすべて満たす症状にかぎり、①偶然かつ外来によるもの。②労働環境に起因するもの。③その原因の発生が時間的および場所的に確認できるもの。(具体的には熱中症、しもやけなどが該当します。)



生活総合保険制度



？ 制度の概要

組合員企業の役員・従業員およびその家族の生活に深刻な影響を及ぼす4つのリスクに対する補償により、組合員の生活を守り、会社の安定経営をサポートする制度です。

	支払い対象となる場合	保険金
個人賠償責任補償	偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものを壊した利して損害を与えた。	国内「無制限」、国外「1億円」
所得補償	病気やケガで働けない。(自宅療養含む)	10万円・20万円(月)
介護補償	公的介護保険制度「要介護2」以上の認定。保険会社所定の「要介護状態」と診断。	介護補償保険金(一時金) 300万円
がん補償	がん(上皮内新生物を含む)と診断。(再発・転移も対象)	診断保険金(一時金) 100万円

グループ共済制度



？ 制度の概要

業務中・業務外を問わず、全日電工連のスケールメリットを活かし手頃な掛金で大きな保障を組合員に提供。掛金は損金または必要経費に算入できる税制優遇が受けられ、企業として従業員やその遺族への保障・個人事業主の万一の際に役立つ制度である。

保険金・給付金	支払対象となる場合
① 死亡保険金	加入者が保険期間中に、死亡されたとき
② 高度障害保険金	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態になられたとき
③ 災害保険金	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症を直接の原因として死亡されたとき
④ 障害給付金	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に障害等級第1級～第6級のいずれかになられたとき
⑤ 入院給付金	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内に5日以上入院されたとき

組立保険制度



？ 制度の概要

組合員の工事資材・工事物件への損害を補償する制度。

第三者損害賠償制度では補償されない組合員自身の損害となる工事資材の盗難や工事物件の火災等をカバーする。全日電工連の組立保険制度は民間・公共工事を問わずに補償する『安心プラン』、公共工事のみを補償する『限定プラン』の2プランを用意、組合員のニーズに応じて、補償内容を選ぶことができる。

組合員自身のモノを補償する保険であり、年間一括の包括プランへの加入により、組合員の受注する全ての対象工事を補償することが可能。包括制度は個別案件ごとの加入に比べ、保険料も割安で、申込手続きも簡素化される大変メリットの大きな制度である。

施工上の作業に伴い発生する事故の場合



① 作業員、従業員または第三者の取扱い上の未熟、拙劣、過失などが原因となって起こるもの

② 組立作業の欠陥が原因となって起こるもの

③ 設計、材質、製作の欠陥が原因となって起こるもの

…など

外来的な事故の場合



■ 土地の沈下・隆起、地すべり、土砂崩れによって起こるもの
※ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害は対象外



■ 暴風雨、高潮、洪水、はん濫、落雷、冷害、氷害またはこれらに類似の自然変象によるもの



■ 工事現場での盗難によるもの

…など

その他の事故の場合



■ 火災、爆発、破裂によるもの



■ ショート、アーク、スパーク、過電流などの電氣的現象によって起こるもの

…など

(株)三重県電気工事協力会

第四回安全大会開催される



角谷大会会長あいさつ

平成三十一年四月二十六日、三重電気会館において、「無事故・無災害と安全作業に向けて」を目的に、第四回安全大会を会員事業所から百二十名が参加し盛大に開催された。

石原大会副会長が開会を宣言した後、参加者全員で大会スローガンを唱和した。

次に角谷社長があいさつに



中部電力(株) 齋藤副支社長あいさつ

立ち、平成二十五年四月に(株)三重県電気工事協力会設立以来、大きな事故もなく安全作業に従事していただいていることに対し、感謝の意を述べた。

また、近年発生した事故にふれ、「事故原因の殆んどが基本動作を怠ったヒューマンエラーとなっている。安全作業に徹し、災害ゼロに努めてほしい」と求めた。



タック川本氏 講話模様

また、中部電力(株)三重支社齋藤副支社長が、「平成二十五年電気引込工事センター設立以来、無事故が続いていることをたたえるところに、更なる安全への取組み」を呼びかけた。

引き続き講話が行われ、三重労働局野田正美産業安全専門官が、近年における労働災害状況を説明するとともに、特に墜落・転落防止対策と墜落制止用器具(フルハーネス)の重要性について講話が行われた。

また、特別講師として国際ビジネス&スポーツアナリス

トのタック川本氏による「メジャーリーグに学ぶ、必勝のビジネス成功術」と題し、講話が行われた。

次に平成三十年度における中部電力(株)への協力に対する優良事業所として、南勢電気引込工事センター山本電気工事(株)に感謝状と記念品を授与した。

最後に、合同会社桑員電気引込工事センター伊藤大悟氏による安全宣言を行った後、山本大会副会長が開会を宣言し、第四回安全大会は終了した。

大会スローガン

- ◆無事故・無災害に向けた安全意識を高めよう
- ◆安全・安心作業に努めよう
- ◆技術の向上と後継者育成に努めよう

(株)三重県電気工事協力会 新役員、顧問・参与異動一覧

新 役 員

2019年 6 月 4 日現在

役 職 名	氏 名	合 同 会 社	備 考
代表取締役社長	角 谷 徹	南勢電気引込工事センター	
代表取締役副社長	石 原 和 夫	伊賀電気引込工事センター	
代表取締役副社長	和 田 博	四日市電気引込工事センター	新 任
取 締 役	川 上 忠 康	津電気引込工事センター	新 任
取 締 役	植 村 均	尾鷲電気工事引込センター	新 任
取 締 役	下 井 貢	伊勢電気引込工事センター	
取 締 役	黒 田 幹 司	桑員電気引込工事センター	
取 締 役	岡 田 薫	鈴鹿電気引込工事センター	新 任
監 査 役	宮 本 幹 雄		
監 査 役	若 林 忠		新 任
顧 問	楠 修 次		

顧 問・参 与

2019年 7 月 1 日現在

役 職 名	氏 名	事業所名・役職	備 考
顧 問	古 田 真 二	執行役員三重支社長	
参 与	齊 藤 肇	副支社長	
〃	村 田 利 文	総務部長	新 任
〃	清 澤 和 紀	電力サービス部長	新 任
〃	戎 屋 哲 司	津営業所長	
〃	坂 井 敏 也	伊賀営業所長	
〃	成 瀬 猛 司	松阪営業所長	
〃	三ッ森 一 雄	尾鷲営業所長	
〃	中 西 利 夫	伊勢営業所長	新 任
〃	山 下 博 之	四日市営業所長	
〃	山 口 房 江	桑名営業所長	
〃	林 哲 也	鈴鹿営業所長	
〃	岡 野 直 高	電力サービス部ネットワーク営業グループ長	新 任
〃	岡 本 宏 也	電力サービス部配電運営課長	



関係団体の表彰

次の方々が各関係団体から
晴れの表彰を受けられました。
誠におめでとうございました。

〇二〇一九年五月十七日

中部電気工事協力会連合会
会長表彰

(優良技能工事店社)

南勢センター

(株)伊勢電機 様

伊勢センター

(有)永井電気工事 様

《2019年度 安全管理基本計画》

(株)三重県電気工事協力会

2019年度 安全管理基本計画

1 基本計画

昇降柱訓練・教育訓練、安全パトロールなどを通して、「安全作業必携」等に定められた基本事項の遵守を徹底し、基本に忠実な作業の定着を図るとともに(業務運営高度化に対応するため(作業災害(墜落・転落、感電災害)および公衆災害を撲滅する。

2 実施項目

(1) 基本事項の遵守の徹底

- 店主・作業責任者は、作業者に対して、作業内容と有資格者を明確にした的確な指示、助言を確実に行う。
- 共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練は、実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムを反映するとともに、所定の回数・時間での実施および受講を徹底する。
- 安全パトロールは、計画的に実施するとともに、重点事項の指摘を受けた作業者に対する確実かつ継続的なフォローにより改善状況を確認する。

(2) 業務運営高度化に係る対応

- 引込工事センターの直営班施工能力を整備し組織全体の安全施工体制を推進するとともに、工事店、個人の技能レベルに応じた施工範囲の遵守を図る。
- 訓練主催者・パトロール者の意識改革(契約元の責務、教育訓練・安全パトロールの意義を再認識)を図る。

3 具体的内容

(1) 諸施策の展開

実 施 事 項		徹 底 内 容
有資格者(施工区分)による委託作業への従事の徹底		◆店主・作業責任者による作業者への作業内容と有資格者を明確にした作業指示の徹底 ◆委託工事に従事する作業者に変更があった場合には、速やかに中部電力へ届け出るとともに、昇降柱訓練・教育訓練を受講したうえで従事させる旨の徹底
作業 災害	無墜落柱上安全帯の確実使用と基本動作の徹底	◆「安全作業標準(柱上作業)」、「訓練プランニングシート」を活用した無墜落柱上安全帯の確実使用の徹底 ◆補助フック取付位置(取付できる箇所・できない箇所)、安全呼称の確実実施の徹底 ◆移動時、検電前における補助胴綱の確実使用の徹底
	保護具・防具の確実使用の徹底	◆「安全作業標準(柱上作業・計器作業)」を活用した保護具の確実使用の徹底 ◆定期自主検査の確実な実施と適正な保管・管理の徹底
	検電の確実実施の徹底	◆アームタイバンド、弱電、メッセンジャーワイヤーを含めた検電の確実実施の徹底
	安全帯D環付近への本フック取付時に錯覚しやすい物等の装着禁止の徹底	◆店主・作業責任者による「無墜落柱上安全帯」の定期点検実施の徹底
	低圧活線(接近)作業時における監督等の作業責任者の任務の徹底	◆店主による安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の内容の徹底
	梯子・脚立の確実な固定の徹底	◆「安全作業標準(梯子・脚立使用時)」、「訓練プランニングシート」、災害事例を活用した現場状況に応じた固定方法の選択と実施の徹底 ◆作業用梯子[改良型](連合会推奨品)の積極的活用の徹底
	高所作業車の的確な使用の徹底	◆使用前の作業範囲規制装置および緊急停止装置などの動作確認の徹底 ◆「訓練プランニングシート」「安全作業必携」を活用したアウトリガーの確実な張出・固定・収納、輪止めの確実な使用、車両のギア(変速機)の中立状態確認の徹底 ◆高所作業車搭乗時の安全帯(胴綱)使用の徹底
公衆 災害	ループ張替標準手順での施工の徹底	◆「低圧引込線無停電張替工法【三重県電気工事協力会】」に基づく作業の徹底
	柱上作業における作業責任者の任務の徹底	◆安全作業必携「第2章 作業責任者の任務」の熟読および徹底 ◆柱上作業者に対する「ゴー・ストップ」の励行の徹底
法令遵守の徹底		◆高所作業車(ブーム下含む)および柱直下のセフティーコーン・ブラチェーン等の併用による作業区域の適正確保の徹底
災害ならびに施工不完全事故発生時の速やかな報告の徹底		◆安全教育用ビデオなどを活用した「作業責任者の任務」の重要性等の徹底 ◆店主による安全作業必携「第10章 災害報告と災害防止対策」の内容の徹底

(2) 実現場作業に則した昇降柱訓練・教育訓練の実施

- ◆共同受注契約に基づく昇降柱訓練・教育訓練の確実な実施および受講（1回／毎年、所定の時間で開催）
 - *協力工事店C（計器 への教育訓練についても、全計器委託店を対象に1回／毎年開催する。
- ◆「安全作業必携」、「安全作業標準」、「訓練プランニングシート」および災害事例を活用した基本事項の徹底
- ◆実現場作業および災害事例に基づいた訓練カリキュラムの充実（引込線の接続、保護具・防具の取付、梯子の固定、高所作業車の設置・作業区域確保 等）
 - *昇降柱訓練においては、待機時間等を有効活用する。
 - *高所作業車の設置ではビデオ（長野県電気工事協会作成）やDVD（メーカー作成）を活用する、ループ張替は「低圧引込線無停電張替工法【三重県電気工事協会】」に基づき実施する、などの工夫を施す。
- ◆従業員名簿による受講対象者（引込線・計器作業従事者）の確実な確認
 - *訓練主催者は訓練中の災害・事故等の可能性を考慮し、訓練受講者への傷害保険の加入

(3) 安全パトロールの効果的な展開

- ◆年間目標回数を考慮した実施計画の策定
- ◆安全パトロール票を活用した安全パトロールの実施
- ◆安全パトロール指摘事項集約票を活用した指摘事項の定量的把握・分析
- ◆直近の昇降柱訓練・教育訓練、再パトロールによる重点事項の指摘を受けた作業員に対する確実かつ継続的なフォローの実施
- ◆同種災害撲滅に向けた再発防止策等の共有化情報の水平展開
- ◆2019年度は、パトロールの最重要項目として「保護具・防具の使用」「安全带・胴綱の使用状況」「作業責任者の指示・監視」「高所作業車の安全作業」を設定
 - *最重要項目については、パトロール者が特に意識してチェックし、問題が確認された場合には「作業を中断させてその場で指導する」などにより安全意識向上を徹底する。
- ◆(株)三重県電気工事協会による安全パトロールの実施（各直営班の1班に対し1回以上／年）
- ◆安全パトロール者の育成
 - *各県協会・センターは昇降柱訓練やオリンピック大会の訓練や各種パトロールの同行指導により、安全パトロール者の育成を図る。

(4) 会 議

会 議	実施箇所	頻 度	実施内容
委託作業 安全推進会議	(株)三重県電気 工事協会 電気引込工事 センター	1回/期 以上	◆実行性のある安全施策（教育・安全パトロール等）の創出および実践 ◆災害、安全管理基本計画に基づく取組結果の評価の共有化および各種対策の水平展開による「繰り返し災害」の撲滅 ◆安全管理基本計画に基づく取組状況の報告（進捗確認）
安全技術 委員会	(株)三重県電気 工事協会 電気引込工事 センター	必要の 都度	◆安全管理基本計画の立案およびPDCAの実践 ◆各種災害、事故に対する対応策の検討および周知 ◆引込および内線工事技能オリンピック大会の運営および支援
定例会	電気引込工事 センター	1回/2ヶ月 以上	◆タイムリーな情報共有と安全施策の周知・徹底

(5) 業務運営高度化に係る対応

- ◆引込工事センターの直営班施工能力の整備
- ◆安全措置を要する引込線工事の引込工事センター直営班での施工の推進
- ◆工事店、個人の技能ランクに応じた施工範囲の遵守
- ◆訓練主催者、パトロール者の意識改革による教育訓練、安全パトロールの充実化
 - *県協会または引込工事センターは、パトロールにおける指摘状況や災害事例等を踏まえて安全スローガンを作成するなどにより、意識改革を図る。なお、電力は引き続き教育訓練、安全パトロールに協力する。
- ◆作業員が希望する従事者ランクに応じた教育訓練および従事者ランク・工事店ランクの技能認定の確実な実施
- ◆「従業員名簿に記載する作業員は直営従業員に限定」する旨の徹底

以 上

安全対策行事各合同会社実施状況表
(平成30年度)

(株)三重県電気工事協力会

項 目	安全 推進 会議	自主安全 パトロール	安全パト ロール		災 害 事 例 検 討 会	保 護 具 防 具 の 点 検		計 測 器 の 点 検		昇 降 柱 訓 練		安 全 作 業 訓 練		安 全 講 習 会	新 規	高 所 作 業 車 保 安 講 習		向 上 建 設 業 に お け る 職 長 の 能 力 及 び 安 全 衛 生 責 任 者 の 職 能 及 び 教 育 に 準 じ た 教 育 力	そ の 他 事 業
		店 数	現 場	店 舗											引 込 工 事 訓 練				
回数等	2 回	自主パ トロール 店数	カ 所	店	都 度 回	2 回	参加 店	1 回	参加 店	1 回	名 (%)	1 回	名 (%)	都 度 回	都 度 回	都 度 回	名	都 度 回	都 度 回
津	2	44	3	0	6	2	87	1	44	1	92 (99%)	1	92 (99%)	1	0	0	0	2	2
伊 賀	5	40	24	47	22	4	133	2	67	6	214 (99%)	6	214 (99%)	5	0	2	57	2	0
南 勢	2	118	4	23	5	5	156	3	77	1	121 (100%)	4	154 (100%)	6	0	3	234	3	0
尾 鷲	2	14	1	0	6	2	29	1	14	2	13 (100%)	2	13 (100%)	6	0	1	14	0	0
伊 勢	2	114	14	24	11	4	339	4	339	5	135 (100%)	5	207 (100%)	11	0	4	207	4	10
四日市	2	76	26	4	2	2	90	2	90	2	175 (100%)	2	201 (99%)	3	4	5	165	2	0
桑 員	2	50	18	0	8	2	112	1	56	1	135 (100%)	1	135 (100%)	2	1	1	84	3	2
鈴 鹿	2	51	6	23	6	2	102	1	51	1	74 (100%)	1	74 (100%)	1	2	3	19	1	1
計	19	507	96	121	66	23	1048	15	738	19	959 (99%)	22	1090 (99%)	35	7	19	780	17	15

(株)三重県電気工事協力会実施

平成30年度（下期）安全パトロール指摘事項の集約表

重点	チェック項目	計	9/28 津 (下井)	10/18 尾鷲 (石原)	11/5 四日市 (角谷)	11/7 伊賀 (大西)	12/6 伊勢 (森本)	12/14 桑員 (大西)	1/23 南勢 (藤田)	2/19 四日市 (山本)
一般	1 服装はよい	△ 1	△ 服装のチェックしていない	○	○	○	○	○	○	○
	2 作業人員は適正か		○	○	○	○	○	○	○	○
	3 「直営従業員名簿」記載の作業員か		○	○	○	○	○	○	○	○
	4 安全作業必携は携帯しているか		○	○	○	○	○	○	○	○
	5 健康状態はよい	× 1	× 確認していない	○	○	○	○	○	○	○
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
出発前の確認	11 工具・保護具・防具・活線用絶縁工具は損傷が無いように保管されているか		○	○	○	—	—	—	○	○
	12 作業現場に必要な工具、測定器具等の準備はできているか		○	○	○	○	—	—	○	○
	13 携行品はよい（電気工事士免状・運転免許証・安全必携・工事伝票・その他必要書類）		○	○	○	○	○	—	○	○
	14									
	15									
	16									
	17									
作業現場到着後の措置	18 TBMにより、作業員に対する作業内容の周知はよい	△ 1	○	△ ガードマンも一緒にTBMをお見します。	○	○	○	○	○	○
	19 K Yの実施はよい	△ 1、× 1	○	× 危険ポイント無	○	○	○	○	△ ガードマンも共に参加するように	○
	20									ホワイトボード使用
	21									
	22									
昇降柱前点検	23 ゴム手袋の着用前点検はよい		○	—	○	○	○	○	○	○
	24 電柱、支線の地盤点検を実施したか		○	○	○	—	○	○	○	○
	25 無墜落柱上安全帯の使用前点検はよい		○	○	○ 安全帯の使用期限は良いのか。	—	○	—	○	○
	26 無墜落柱上安全帯の使用状況はよい		○	—	—	○	—	○	○	○
	27 安全帯の環付近に本フック取付時に錯覚しやすい物が付いていないか		○	—	○	○	○	—	○	○
	28 昇柱経路の確認はよい		○	—	—	○	○	—	○	—
	29 3点支持での昇降柱動作ができているか		○	—	—	—	—	—	○	—
	30 検電はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	31 昇降設備の設置状況はよい		○	—	—	—	○	—	○	—
	32 昇柱用梯子等の使用状況はよい		○	—	—	—	○	—	○	—
	33 昇柱動作はよい		○	—	—	—	○	—	○	—
	34									
	35									
	36 安全帯・胴綱の使用状況はよい		○	○	○	○	○	—	○	○
	37 柱上作業姿勢、安定した足場の確保はよい		○	—	○	—	—	—	○	—
柱上作業	38 小柱への昇柱方法は適切か		—	○	—	—	—	—	—	—
	39 防具の取付・取外方法はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	40 保護具、防具の使用はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	41 安全呼称はよい	△ 1	○	○	○	○	○	△ 声が小さい時がある	○	○
	42 補助フックの取付位置はよい	△ 1	○	○	—	—	○	—	△ 新人で慣れていなかった	○
	43 通い綱の使用方法是よい		○	○	—	○	○	○	○	○
	44									
	45									
	46 踏み抜き防止措置はよい		—	—	—	—	—	—	—	—
	47									
屋根上作業	48									
	49 作業責任者は腕章等を着用しているか		○	○	○	○	○	○	○	○
	50 作業責任者の指示・監視は適切か		○	○	○	○	○	○	○	○
	51									
	52 作業開始前の点検はよい		—	—	—	—	—	—	—	—
計器工事	53 安全作業工員類（計器工用短絡防止キャップ・絶縁ドライバー・安全マスク）の使用はよい（計器活線時）		—	—	—	—	—	—	—	○
	54									
	55									
	56									
	57 設置場所はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
高所作業車	58 有資格者（技能講習受講者）であるか		○	○	○	○	○	○	○	○
	59 高所作業車の操作方法はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	60 バックネット内での作業は適切か		○	○	○	○	○	○	○	○
	61 輪留めの活用状況はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	62 使用前の規制装置動作確認はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	63 高所作業車での安全作業・作業区域確保はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	64									
	65 公衆保安の確保（誘導員・セーフティーコーン、作業区画の設置）はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
その他	66 送電後の確認はよい		○	○	○	○	○	○	○	○
	67 個人情報保護に関する措置は適切に出来ているか		○	—	○	○	○	—	○	○
	68 重量物の運搬・吊り上げ方法はよい		—	—	—	—	—	—	—	○
	69 自主検査はよい		○	○	○	—	○	—	—	○
気が付いた点			監督者の指示、監視が良かった。		自転車、歩行者の通学時には、作業を停止しており、良かった。	丁寧に作業されていた。ガードマンもよく動いて誘導も良好でした。静かな住宅街なので安全帯も良かったと思います。	特になし。	DV線を道路上に置く場合は養生シートを活用してほしい。	騒音が激しい国道のそばでお互いの掛け声をもう少し大きく、柱上作業で大きなケーブルカッターを使用していた。	良好でした。

中部電力(株)三重支社実施

平成30年度（下期） 引込工事センター安全パトロール結果

- 1 目的 発注者として、安全管理基本計画に基づく安全管理（工事品質含む）状況の確認および各センターの従事者ランタに対する維持認定結果の確認を目的とし実施する。
- 2 対象工事店 各電気引込工事センター全専門（直営）班を対象とする。
- 3 パトロール結果

1. 実施日および計画日

1.実施地区及び計画日	対象数	実施日および計画日												参考（工事店名）
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
津電気引込工事センター	2/2			●19 ①②									①熊アルファ、②熊ウェイテックス	
伊賀電気引込工事センター	2/2						●11 ①②	●7 ②					①熊エーデン、②小川電気工事部	
南勢電気引込工事センター	2/2					●12 ①				●23 ②			①熊美和電工、②山本電気工事	
尾鷲電気工事引込センター	1/1						●18 ①						①熊筑前電気商会	
伊勢電気引込工事センター	2/2								●6 ①②				①熊イブミ電気、②熊長谷川電気土木	
四日市電気引込工事センター	3/3							●5 ①②			●6 ②再		①熊イシン、②熊トキワ設備Ⅱ、 ③熊トキワ設備Ⅲ	
委員電気引込工事センター	2/2				●30 ①②				●14 ②				①熊サンロック、②熊十社電気商会	
鈴鹿電気引込工事センター	2/2		●22 ①②			●20 ①							①熊鈴鹿テクノ、②熊土佐電気設備	
合計	16/16	0	1	2	1	2	2	4	3	1	1	0	計16専門班（上期6、下期10、再パト1）完	

2. 指摘・指導内容 [実施結果 ○：良好 △：概ね良好であるが、指導事項あり ✕：指摘あり]

項目	確認内容	2018年度 パトロール結果（指摘・指導）	指摘・指導数		参考（工事店名）	指摘・指導数
			上期	下期		
基本事項	1 服装は良いか。（袖口、安全帯の紐は）	—	0	0	—	0
	2 TBM、KYは実施したか。	TBM不足（作業内容・手順・防護範囲等）【18.6.22Δ】【18.7.19Δ】 【2018年10月11日Δ】【2018年11月5日Δ】【2018年12月14日Δ】 KYの内容不足（監督者のみ発言）【18.9.12Δ】 KY未実施。【2018年10月18日Δ】 TBM内容不足、作業員主導。【2018年11月5日Δ】 TBM-KY実施前にメッセン等道路へ延びし準備。ヘルメット未装着。 【2018年12月14日Δ】	2	3	・KYの内容不足（監督者のみ発言） ・TBM不足（作業内容・手順・防護範囲等） ・TBM-KYを混在して実施	4 3 1
	3 車両・公衆への安全対策は良いか。（セパレーター等の使用）	新設メッセンを道路上へ敷設していたが、セパレーターコーン等の安全標識 類なし。【2018年7月19日Δ】 危険表示未設置。（プラチエーン、セパレーター等）【2018年8月30日Δ】 歩行者等への配慮不足。歩行者通路の確保不足。【2019年1月23日Δ】	1	0	・危険表示不足（プラチエーン、セパレーター等） ・歩道占有時の歩行者通路、誘導方法不適 ・作業用看板の未設置による公衆保安確保不足 ・道路横断歩道横断りによる歩行者への危険回避不足 ・セパレーター設置（公衆に近い部分）	5 2 1 1 1
	4 ガードマンの配置は良いか。	ガードマンがメッセン準備の補助。公衆保安に専念が必要。 【2018年12月14日Δ】 ガードマンの機能不足。ガードマンとの密な打ち合わせが必要。 【2019年1月23日Δ】	0	1	・ガードマンの配置不足（公衆保安確保困難） ・ガードマンを作業直下で配置（安全な位置へ配置）	1 1
	5 その他	—	0	0	—	0
			計			計
引込線工事（メッセン工事含む）	7 昇柱前点検を実施したか。（電柱根元・昇柱経路）	—	0	0	—	0
	8 無塵帯・安全帯・眼罩の使用状況は良いか。（事前点検含む）	眼罩使用前点検未実施【2018年11月5日Δ】	0	1	・眼罩使用前点検未実施 ・無塵帯・安全帯（シンク）点検不足	2 1
	9 補助フックの取付位置は適切か。	腰より下に取付場面あり。【2018年12月6日Δ】	0	1	・足場ボルトと弱電金具を足場とした作業	0
	10 作業姿勢は良いか。（安定した足場の確保は良いか）	活線作業位置不適【2018年7月19日Δ】 未防護状態の低圧線に数回接触。【2018年11月5日Δ】	1	0	・足場ボルトと弱電金具を足場とした作業	1
	11 落下物対策は良いか。（通い綱、工具袋の使用）	バケット上部に通い袋を置いての作業を実施。（落下の可能性有） 【2018年9月20日Δ】	1	0	・ロープ結び不適切 ・メッセン張り上げ不適（架装と干渉） ・合図なしに作業直下へ入る ・仮足場撤去後、瞬間の上でロープ結び ・架装中の仮足場撤去（電線落下の可能性有） ・公衆保安確保不足（直下で他社作業者の作業あり） ・昇柱時の持ち上げロープを懸架具のロープフックに絡めたまま作業	1 1 2 1 1 1 1
	12 ゴム手袋（高圧・低圧）の着用は確実か。（使用前点検含む）	活線作業時低圧ゴム手袋未着用（既設電線と擦りながらの架装） 【2018年6月22日Δ】 未装着のまま活線電線を触る。【2018年11月5日Δ】【2018年11月5日Δ】	1	0	・活線作業時低圧ゴム手袋未着用	4
	13 防護は確実に取付したか。（取付・取外手順、防護範囲）	防護範囲の不足（充電部・流出部） 【2018年7月19日Δ】【2018年12月6日Δ】 防護不完全のため充電部露出。充電部露出の状態で流出箇所の防護撤去。 【2018年11月18日Δ】 防護取付状態が充電部露出。【2018年11月5日Δ】【2019年2月6日Δ】 必要箇所への防護未取付。また近い箇所から防護撤去。基本ルール逸脱。 【2018年11月5日Δ】【2018年11月5日Δ】 無理な姿勢で防護取付。（腕金・引込線廻り線から手を入れ施工） 【2018年11月7日Δ】 皮を剥いた引込幹線（N線）未防護【2018年12月14日Δ】	1	1	・防護範囲の不足（充電部・流出部） ・作業者の判断で防護撤去。監視者の指示なし。 ・防護取付時、充電部に接触 ・防護取付手順不適	0 1 1 1
	14 梯子の固定は良いか。（人が支えるかロープで固定したか）	長梯子の上部固定撤去時、相番者の支えなし。（転倒リスク大） 【2019年1月23日Δ】	0	1	・傾斜地での脚立使用時、転倒防止処置なし	1
	15 安全呼吸は良いか。（作業中での発声確認）	—	0	0	・安全呼吸一部未実施	8
	16 検電は良いか。	引込幹線と銅金の間から腕を入れて上部金物を検電。【2018年9月20日Δ】 未防護の充電部を超えて上部検電を実施。【2018年10月18日Δ】 作業責任者指示を逸脱し、活線および活線接近作業を着手。 【2018年8月30日Δ】 柱上電源接続時、電圧線から接続。（計器工事完了し二次側接続済み） 【2018年11月5日Δ】	1	0	—	0
	17 その他	電線路につながった引込線をバケット内に入れて作業（感電の恐れあり） 【2018年11月5日Δ】【2018年11月7日Δ】 （品質）材料直置き。架線は道路、塀等を擦ったり、こじたりしながらの架線。 【2018年12月14日Δ】	0	2	・D/V線地面へ直置き ・引込線廻り線が長いまま施工（他充電部へ接触の可能性あり） ・保護具・防具が工具物と混在して準備 ・脚立に跨っての作業実施（奥向き後） ・弱電をこすりながらの引込線架線 ・搬送等、施工基準の知識不足	1 4 1 1 1 1
			計			計
			6	19		43

計器工事	19	低圧ゴム手袋の着用は確実か。	低圧ゴム手袋未使用。【2018 年 11 月 5 日×】【2018 年 11 月 5 日×】	0	2	・送電後の電圧確認時、低圧ゴム手袋の未使用	2
	20	端末キャップ、絶縁ドライバ、安全マスクの使用は良いか。	送電後の電圧確認時、安全マスクの未使用【2018 年 7 月 19 日△】 【2018 年 11 月 5 日×】【2018 年 11 月 5 日×】	1	2	・送電後の電圧確認時、素手で実施 ・送電後の電圧確認時、安全マスクの未使用 ・使用できない安全マスクを車載または不所持	1 2 4
	21	より線の端末処理は適切か。	—	0	0	—	0
	22	安全呼称は良いか。 (作業ポイントでの発声確認)	—	0	0	—	0
	23	検電は良いか。	—	0	0	—	0
	24	その他	(品質) 締付トルク確認完了後、電線クセ取りを行ったため、端子部分にひねりの力が加わっていた。トルク確認は最終でお願いしたい。 【2018 年 10 月 11 日△】 脚立を跨いで使用。【2018 年 11 月 5 日×】 (品質) SM計器全桁確認未実施。【2018 年 11 月 5 日×】	0 0 0	1 1 1	・計器端子締付手順不適(上→下)	1
				計			計
高所作業車の 取り扱い				1	7		10
	26	高所作業車の設置場所は良いか。	輪留め使用方法不適。【2018 年 9 月 12 日△】【2018 年 11 月 5 日×】 輪止め密着不適。【2018 年 10 月 18 日△】【2018 年 11 月 5 日△】 【2018 年 11 月 7 日△】 輪止め一部未設置および設置方法の誤り。【2018 年 12 月 6 日×】 ジャッキ下に埋設管あり確認不足。【2018 年 12 月 6 日×】	1 0 0 0	1 3 1 1	・傾斜地 5° において輪留めが後輪のみ実施 ・高所作業車輪留め未使用・積載不足(2コのみ) ・高所作業車輪留め未使用 ・輪止め密着不適 ・ジャッキベース不良 ・ジャッキが側溝蓋に掛かり設置 ・ジャッキ格納中に盤木・輪留めの片づけ ・輪留め使用方法不適	1 1 1 1 1 2 2
	27	高所作業車の使用方法是良いか。	バケット位置不適。作業方法不適によりメッセンが充電部に接近。 【2018 年 7 月 19 日△】 傾斜地での車両設置方法(向き、輪止め) 不適。【2018 年 12 月 6 日×】	1 0 0	0 0 1	・ジャッキ操作部開けたまま(誤操作防止) ・車体アース未取付 ・バケット移動時、弱電等他共架物件への接触 ・ジャッキ張り出し、水平・地切不適	1 1 1 1
	28	無墜落柱上安全带・胴綱の使用状況は良いか。	—	0	0	・バケット乗車後胴綱装着	1
	29	その他	下り勾配のある道路で、縦列駐車の後方車両のジャッキ格納中、車両間に作業員が入っていた。【2018 年 9 月 20 日△】	1	0	・水準器不良。(水平わからず)	1
				計			計
				3	7		16
監督者の 責務	31	作業指示(作業分担・手順)が明確に行われているか。	TBM不足(作業内容・手順・防護範囲等)【2018 年 6 月 22 日△】 【2018 年 7 月 19 日△】【2018 年 11 月 5 日△】 工法指示不適。(メッセン新設方法等)【2018 年 7 月 19 日△】 作業開始後、作業方法について作業員間で打ち合わせる場面有。監督者は密な打ち合わせと適格な指示が必要。【2018 年 9 月 20 日△】 ステップ毎の確認会話不足。【2018 年 10 月 18 日△】 作業責任者資格を有さない者が代行監視を行っていた。 【2018 年 11 月 5 日×】 作業現場の状況を確認しないまま作業に着手したため、作業内容を途中で変更することとなった。着手前に現地状況を確認し、TBMに反映をお願いしたい。 【2018 年 12 月 14 日×】	2 1 1 0 0 0	1 0 0 1 1 1	・作業分担・手順の説明不足	2
	32	作業責任者の保護具、防具の指示は良いか。 (防具の取付者指名・取付範囲の指示)	防護不足。(流出箇所)【2018 年 7 月 19 日△】 作業員主導の防護取付である。【2018 年 9 月 20 日△】 防護範囲に対しての指示・確認不足。【2018 年 10 月 18 日△】 【2018 年 12 月 6 日△】【2018 年 12 月 14 日×】 作業責任者資格を有さない者が代行監視を行っていた。 【2018 年 11 月 5 日×】	1 1 0 0	0 0 3 1	・防護範囲に対しての指示不足 ・取付・撤去の順位不適 ・防護取付時、充電部に接触	6 1 2
	33	作業責任者の監視は適切か。	(安全外 品質) 工事内容(計測間違いにより図面と違う工事を行うところであった)の管理不足。【2018 年 6 月 22 日】 作業員任せではなく、確認、指示は作業責任者が確実に実施願いたい。 【2018 年 6 月 22 日△】 監視方法の不備(離れる場合の作業員への喚起)【2018 年 9 月 12 日△】 作業責任者資格を有さない者が代行監視を行っていた。 【2018 年 11 月 5 日×】 公衆保安に十分留意し監視が必要。【2019 年 1 月 23 日△】 作業員に遠慮することなく不備の是正が必要。【2019 年 2 月 6 日×】 重点監視が必要な場面で未監視状態。(応答のみ行い、別作業を行っていた) 【2019 年 2 月 6 日×】	1 0 1 0 0 0 0	0 0 0 1 1 1 1	・重点監視が必要な場面での監視不足 ・作業員の不安全行為に対しての注意不足 ・高所作業車作業位置[安全な位置]の指示 ・安全管理不足 ・公衆保安確保不足	5 1 2 3 2
	34	その他	作業全般、作業員主導で進められていた。【2018 年 9 月 20 日△】	1	0	—	
				計			計
				9	1		24

3. 評価

(1) 基本事項

- ア RYの実践について、一部で未実施の班もあったが、ほぼ全員が参画し定着していることが確認できた。引き続き安全意識・感受性の向上を図るため実践いただきたい。
- イ TBMについて、大半の班が作業内容・手順・防護範囲等、時間を掛けて説明されていることが確認できた。しかし、一部の班において作業員主導によるTBMや、TBM-KY実施前に電線・支線等を延線し準備していた班もあった。このような班は、「作業員任せ」にしていることが多く、不安全行為も散見された。実施事項を簡略化しても運良く災害が発生しないことから、実施の必要性に対し腹落ちされていないと思われる。店主が中心となって、実施事項の必要性について腹落ちされるよう教育をお願いしたい。

(2) 引込線工事

- ア 多くの班が、低圧ゴム手袋と防護具の使用について、確実に使用・取付し、安全に作業を進めていることが確認できた。また、作業責任者の活線作業時の監視状況も確実に実施されていることが確認できた。ただ、一部の班においては、改善を要する部分(低圧ゴム手袋未使用・防護不足・防護未実施)もあるため、引き続きパトロールによる牽制や定期的な教育が必要である。
- イ 公衆保安に対する配慮については、全班がガードマンを配置し、作業エリアも確実に確保したうえで実施されていた。

(3) 計器工事

- ア 計器工事について、計器の動作確認・電圧確認に伴う安全マスク未装着者を一部作業車で確認した。短絡による悲惨な災害を防ぐためにも実施願いたい。

(4) 高所作業車

- ア 高所作業車設置について、輪留めの使用方法、傾斜地での駐車方法等で、指導事項として継続発生している状況である。作業員が実施の必要性について腹落ちされていないと思われる。

(5) 監督者の責務

- ア 作業責任者は、重点監視や作業指示を確実にに行い、安全に作業を進めていることを確認した。一方で、一部の作業責任者は、作業効率を優先し、作業責任者資格のない者に代行させたり、作業員に任せて不安全行為を見逃ごすといった場面も見受けられた。作業責任者の意識・知識面での継続した教育が必要である。

以上

がんを含む
病気や
ケガの
備えに

NEW



「NEW」
ライフステージの変化に

**ちゃんと応える
医療保険 EVER**

No.1

アフ
がん
契約
No.1

契約
0歳
満85
※ご契約
より異な

健康な人も、病気になった人も、
ライフステージの変化に合わせて
保障を変えられる医療保険

■通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円
(入院一時金特約)を付加した場合 保険期間:終身

入 院	5日未満の場合 一律5日分	2.5万円
	5日以上の場合 1日につき	5,000円
	（入院一時金特約） 1回の入院につき 5万円 入院一時金 特約給付金額5万円の場合	
手 術	重大手術 がん(悪性新生物)に対する 開胸・開腹・腹腔手術や 心臓への開胸術など所定の手術 1回につき	20万円
	手術 入院中の手術 (重大手術を除く) 1回につき 5万円 外来による手術 (重大手術を除く) 1回につき 2.5万円	
放射線治療		1回につき 5万円
入院前後の 通院		1日につき 5,000円

月払保険料例
個別取扱

通院ありプラン 入院・通院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度:60日型 (入院一時金特約) 特約給付金額5万円
保険料が込期間:終身 三大疾病保険料込込免給付金なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男 性	1,890円	2,345円	3,130円	4,700円
女 性	2,055円	2,360円	2,840円	4,140円

※健康状態によっては、2歳以上の保険料と異なる保険料となる場合があります(保険料が
割増となる場合があります)。お申し込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。
2019年6月24日現在

ニーズに合わせて特約をプラス

医療費特約
一時金特約

精神疾患保障
一時金特約

介護一時金特約

認知症介護
一時金特約

ックは
険・医療保険
数 No.1



心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険
Days 1

現在のがん治療に合わせて
幅広くサポートする進化したがん保険

■ベースプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間：終身
《抗がん剤・ホルモン剤治療特約》《がん先進医療特約》は10年更新

診 断	一時金として それぞれ1回限り	がん 25万円	上皮内 新生物 2.5万円	終身
特 定 診 断	一時金として (※1) 1回限り	がん 25万円		
入 院	日数無制限	1日につき	5,000円	
通 院	所定の治療のための 通院は日数無制限 所定の通院期間中(365日以内)の 通院は日数無制限	1日につき	5,000円	
手 術	一連の手術については14日間に1回 回数無制限	1回につき	10万円	終身
放射線	60日に1回 回数無制限	1回につき	10万円	
抗がん剤 ホルモン剤	治療を受けた月ごと 5万円 (給付倍率2倍)	乳がん・前立腺がんの ホルモン剤治療のとき	2.5万円 (給付倍率1倍)	10年更新
先進医療	1回につき 先進医療にかかる 技術料のうち自己負担額と同額	一時金 1回につき	15万円	終身
複数回診断	それぞれ1回につき	がん 50万円	上皮内 新生物 5万円	

▲ 上皮内新生物は保障の対象外
(※1) 入院や通院が所定の条件に該当したとき (※2) 所定の治療とは、手術、放射線治療、抗がん剤・ホルモン剤治療(腔内投与を除く)をさします。

月払保険料例
(団体・準拠) 平成

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男 性	1,322円	1,777円	2,577円	3,957円
女 性	1,317円	1,782円	2,522円	3,292円

※《抗がん剤・ホルモン剤治療特約》《がん先進医療特約》は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の満年齢・保険料率によって決まります。

2019年6月24日現在

ニーズに合わせて特約をプラス

がん治療特約
(がん先進医療特約)

緩和療養特約

外見ケア特約

●「ちゃんと応える医療保険EVER」は、将来予約を付加することで必要な保障を追加することができる医療保険です。なお、お申し込みまたは保障を見直すときの健康状態などによってはお受けできない場合があります。●保険の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療機関にご入会いただくと対象となる疾病・症状など）および実施する医療機関が認定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・施設に実施する先進医療は随時見直しされます。●医師（皆）は個別治療の保険料を支払う必要はありません。

この商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

三井住友信託銀行グループ
三井住友トラスト・ライフパートナーズ

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-1

 0120-357-212

(平日9—20時、土日祝日—17時)

(引受保証会社)

「生者悉」在國悉。

アフラック

● 第一夫人 李淑賢

〒163-0456 東京都新宿区百軒町2-1-1 新宿三井ビル19層
当社保険に関するお問合せ・各種の手続き
TEL03-3344-1446

AF003:2019-5228 6月6日 (200806)

定期講習へ行こう！

「(指定講習機関第1号) 電気工事技術講習センター」で受講しましょう！

第一種電気工事士のみなさまへ

5年に一度の定期講習をお忘れなく！

第一種電気工事士の方は、免状交付日から5年以内、その後は前回受講日から5年以内に講習を受講することが電気工事士法により定められています。

全日電工連 電気工事技能競技全国大会

スキルチャンピオン

第1回スキルチャンピオン
優勝 横濱

第2回スキルチャンピオン
優勝 東京

第3回スキルチャンピオン
優勝 大阪

電気工事技術講習センターが選ばれる理由

実績No.1 はここにある！

25年以上の
講習実績

マイページから
技術情報閲覧
サービス

全国47都道
府県、複数の
地域で開催

最新情報
事故事例が
豊富なテキスト

豊富な経験を
もつ講師陣に
よる対面講義

登録されていない方は、まず登録を！登録いただきますと受講期限3カ月前までに講習をお知らせいたします。

(指定講習機関第1号) **一般財団法人 電気工事技術講習センター**

〒105-0004 東京都港区新橋4-7-2 (6 東洋海事ビル4階)

TEL: 03-3435-0897 FAX: 03-3435-0828

実施協力団体：全日本電気工業工業組合連合会 日本電気協会

<http://www.eei.or.jp>



登録 受講 は今すぐWEBで！